阪田会計だより

発行人
公認会計士・税理士
阪田眞二
〒567-0827
茨木市稲葉町5－14
TEL 072(634)4331㈹
FAX 072(632)1828

◆ 8月の税務と労務

国　税／7月分源泉所得税の納付　8月10日
国　税／6月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　8月31日
国　税／12月決算法人の中間申告　8月31日
国　税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　8月31日
国　税／個人事業者の消費税等の中間申告　8月31日
地方税／個人事業税第1期分の納付　都道府県の条例で定める日
地方税／個人住民税第2期分の納付　市町村の条例で定める日

8月 (葉月) AUGUST

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

ワンポイント

特定空家を固定資産税の軽減対象から除外　居住用家屋の土地に対しては、空家であっても固定資産税を軽減する措置がありましたが、平成27年度税制改正により、火災や倒壊の危険・不衛生等の状態にある空家で、本年５月26日以後に市区町村長から勧告された空家については、軽減対象から除外されます。

結婚・子育て資金の贈与税の非課税特例の創設

平成二十七年度税制改正では、父母や祖父母から結婚・子育て資金を一括して贈与された場合に贈与税が非課税になる特例が創設されましたので、以下、ポイントを整理してみます。

◎ 制度の概要

二〇歳以上五〇歳未満の者（受贈者）が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭等を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で有価証券を購入した場合には、信託受益権又は金銭等の価額のうち一、〇〇〇万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して税務署に、結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより、贈与税が非課税となります。

この特例は、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間の贈与が適用対象となります。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額（結婚資金は三〇〇万円を限度）を控除した残額（管理残額）を、贈与者から相続等により取得した取扱いになります。

その後、受贈者が五〇歳に達して未使用残額（管理残額がある場合には、管理残額を控除した金額）があるときは、契約終了時に贈与があったとする取扱いになります。

支出する費目が非課税となるかどうかについては、次頁表を参照してください。

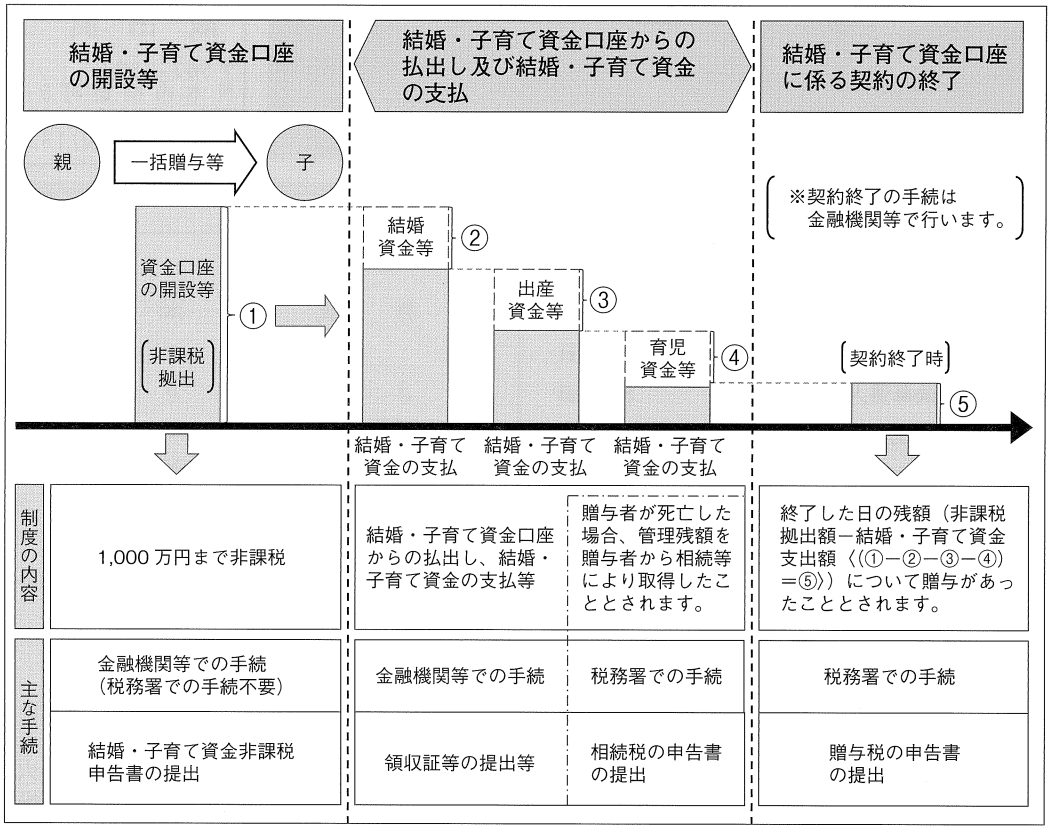

費目リスト

	非課税となる費目	非課税とならない費目
婚礼	○受贈者の挙式や結婚披露宴を開催するために必要な費用（会場費、衣装代、飲食代、引き出物代、写真・映像代、演出代、装飾代、ペーパーアイテム（招待状等）、人件費など）	○挙式や結婚披露宴を開催するための費用ではない、以下のもの ・結婚情報サービスの利用、結婚コンサルサービスなど婚活に要する費用 ・両家顔合わせ・結納式に要する費用 ・婚約指輪、結婚指輪の購入に要する費用 ・エステ代 ・挙式や結婚披露宴に出席するための交通費（海外渡航費を含む。）や宿泊費 ・新婚旅行代
家賃等	○結婚を機に受贈者が新たに物件を賃借する際に要した費用で、賃料（契約更新後は更新後の賃料）、敷金、共益費、礼金（保証金などこれに類する費用を含みます。）、仲介手数料、契約更新料	○配偶者や勤務先など受贈者以外が締結した賃貸借契約に基づくもの、駐車場代（家屋の賃貸借契約とは別に駐車場のみを借りている場合）、地代、光熱費、家具・家電などの設備購入費
引越し	○結婚を機に受贈者が新たな物件に転居するための引越費用	○配偶者の転居にかかる費用や不用品の処分費用
不妊治療	○男女の別に関係なく、また、保険適用の有無に関係なく、以下のものが対象。公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に病院等へ支払った金額が対象 ・人工授精 ・体外受精 ・顕微授精 ・上記のほか一般的な不妊治療に要する費用	○不妊治療のために遠隔地や海外に渡航する際の交通費や宿泊費
妊婦健診	○母子保健法に基づく妊婦健診に要する費用が対象。また、公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に病院等へ支払った金額が対象	○妊婦健診のために遠隔地や海外に渡航する際の交通費や宿泊費
出産	○正常分べん・流産・死産の別を問わず、出産のための入院から退院までに要した費用が広く対象となり、具体的には、以下のものが対象。出産育児一時金などの公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に病院等へ支払った金額が対象 ・分べん費 ・入院費 ・新生児管理保育料 ・検査・薬剤料 ・処置・手当料 ・産科医療補償制度掛金 ・入院中の食事代　　など	○出産する病院等に行くための交通費や海外で出産を行う場合の宿泊費
産後ケア	○産後（死産・流産を含む。）1年以内に行われた「産後ケア」に要した費用であって、以下のものが対象。公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に病院等へ支払った金額が対象。 ・日中のサービスまたは訪問により、心身のケアや育児サポートを行うもの（デイケア型） ・空きベッドを利用し、心身のケアや休養等を必要とする産婦に対し、母体ケアや乳児ケア、育児指導、カウンセリングなどを宿泊により実施するもの（宿泊型）	○産後ケアのために遠隔地や海外に渡航する際の交通費や宿泊費
子の医療	○受贈者の子に要した医療費であり、以下のものが対象。保険適用の有無に関係なく、また、公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に病院等へ支払った金額が対象。 ・治療費 ・予防接種代（任意・法定いずれも含む。） ・乳幼児健診に要する費用 ・医薬品代（処方箋に基づき処方されるものに限る。）	○処方箋に基づかない医薬品代や交通費
子の育児	○受贈者の子（法律上の「子」（配偶者の子を養子縁組した場合、認知した場合を含む。）。小学校就学前の子に限ります。）に要した下記費用で、対象となる支払先に支払われたものが対象。公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に支払った金額が対象。 ・入園料、保育料（ベビーシッター費用も含みます。）、施設設備費 ・入園のための試験に係る検定料 ・在園証明に係る手数料 ・行事への参加に要する費用（保護者分は対象となりません。） ・食事の提供に係る費用 ・その他育児に伴って必要な費用（例えば、施設利用料、事業に伴う本人負担金など）	

暑中のご挨拶

暑中お見舞い申し上げます。

いよいよマイナンバー制度がスタートし、本年10月には個人・法人番号の付番通知がされ、来年1月からは番号の利用が開始されます。企業としては、従業員本人はもちろん、その家族の個人番号も提示してもらう場合が出てくるので、事前にどのような書類への番号記載が必要になるかなどの説明をして従業員の理解を得ておいた方が良いでしょう。

毎年9月に引き上げられている厚生年金の保険料率は、平成29年9月の引き上げを最後に固定されます。増え続ける企業の社会保険料支出の一部ではありますが、歯止めがかかることになります。

安倍政権の目指す「デフレ脱却」は、物価の高騰に繋がり、企業にとっては原材料の仕入価格上昇となって現れる側面があります。このため製品・商品やサービス等の販売価格の引き上げの検討も必要になります。経済の好循環が大企業のみならず中小企業にも波及するようになれば、本当の意味での日本経済の再生と言えるでしょう。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

ゴルフ会員権を譲渡した場合の取得費と譲渡費用

ゴルフ会員権を譲渡した場合の取得費は、原則として、ゴルフクラブの会員となるために支出した次のような費用等です。

① ゴルフクラブへの入会に当たって支出した入会金、預託金、株式払込金

② 第三者から会員権を取得した場合の購入価額、名義書換料、会員権業者に支払う手数料

③ 会員権を取得するために借り入れた借入金の利子のうち、その会員権の取得のための資金の借り入れの日から使用開始の日までの期間に対応する部分の利子

一方、会員権を譲渡した場合の譲渡費用は、ゴルフ会員権業者に支払う手数料等の譲渡のために直接要した費用です。

相続税の対象となる年金受給権

被相続人の死亡により取得する年金受給権については、年金の種類などによって相続税の課税が異なります。主なケースとして次の二つは、相続税の対象となります。

一つは、在職中に死亡し、死亡退職となったため、会社の規約等に基づき、会社が運営を委託していた機関から遺族などに退職金として支払われることになった年金です。この場合、死亡した人の退職手当金等として相続税の対象となります。

もう一つは、保険料負担者、被保険者、かつ、年金受取人が同一人の個人年金保険契約で、その年金支払保証期間内にその人が死亡したために、遺族の方などが残りの期間について年金を受け取ることになった場合です。この場合、死亡した人から年金受給権を相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税対象となります。